

匝瑳市横芝光町消防組合

個別施設計画

令和2年12月

匝瑳市横芝光町消防組合

目 次

1	個別施設計画策定の経緯と目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	計画期間	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	対象施設	・ ・ ・ ・ ・ 1
4	消防庁舎の現状と課題	・ ・ ・ ・ ・ 2
5	消防施設の管理に係る基本的な方針	・ ・ ・ ・ ・ 2
6	劣化状況調査及び劣化度評価	・ ・ ・ ・ ・ 3
7	改修等の時期の対応方針	・ ・ ・ ・ ・ 4
8	期間期間内に要する修繕費の概算	・ ・ ・ ・ ・ 5

目 次

合 併 報 告 書

1 個別施設計画策定の経緯と目的

平成29年3月30日付け消防総第198号で「消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合における個別施設毎の長寿命化計画の策定依頼等について」が発出され、消防の事務を処理する一部事務組合においても個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定するよう要請がされたところです。

当消防組合では、平成29年3月に匝瑳市横芝光町消防組合公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しており、各施設の個別施設計画が必要となっています。

本計画は、総合管理計画の基本方針の1つである点検と予防保全的な修繕に基づく施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を推進するための具体的な取組みを示すものです。

2 計画期間

本計画の計画期間は、中長期的な展望が不可欠であることから、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

3 対象施設

本計画で対象とする施設は、総合管理計画に定める消防庁舎のうち、野栄分署のみとします。

また、消防本部・匝瑳消防署及び横芝光消防署については、いずれも竣工から50年近くが経過しており、施設の老朽化や、防災拠点機能の欠如等、喫緊の課題となっていることから、「匝瑳市横芝光町消防組合基本構想（平成28年度から令和7年度）」及び「常備消防力適正配置（平成28年6月）」の結果に基づき、「匝瑳市横芝光町消防組合消防庁舎建替整備基本構想（令和2年6月）」及び「横芝光消防署消防庁舎建替整備基本計画（令和2年7月）」を策定し、消防庁舎の建替えを進めているため、今回の個別施設計画から除外することとし、維持管理等については、事後保全で対応します。

4 消防庁舎の現状と課題

(1) 消防庁舎の現状

表一 1 本計画の対象施設

名 称	建築年月日	耐 震	構 造	床面積	地 積
野栄分署	平成 6. 12. 27		R C 造 2 階	622.87 m ²	935.85 m ²

野栄分署は昭和 46 年 3 月に野栄分遣所として業務開始し、その後、消防庁舎の老朽化及び狭隘等により平成 6 年 12 月に建替えを実施しています。

(2) 消防庁舎の問題点

- ① 庁舎敷地が狭いため、職員の各種訓練ができず、また来庁者の駐車及び災害発生時に職員を非番招集した際、駐車も困難な状態です。
- ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）施行に伴い、女性消防吏員を採用した際、女性専用施設が整備されていないため配置することが困難です。
- ③ 非常用自家発電設備は、指令装置のみ 72 時間対応が可能であり、その他一部の設備等は、移動式の発電機で対応している状態です。

また、指令装置の非常用発電設備等は駐車場に設置しており、津波等により浸水の危険性があります。

5 消防施設の管理に係る基本的な方針

- (1) 消防施設については、法定点検のほか、任意の調査及び点検を実施します。
- (2) 調査及び点検した結果は、この計画の見直しに反映できるよう検討します。
- (3) 事後保全から予防保全へ転換を進めます。
- (4) 予防保全は、時間計画保全ではなく、状態監視保全の取組を検討します。

- (5) 政策的な判断等により更新を行う際には、ライフサイクルコストや更新に伴い必要となる全ての費用を総合的に比較、検討します。
- (6) 災害時のライフラインの確保及び職員の安全確保と消防力の機能確保を最優先とし取り組みます。
- (7) 耐震改修の実施の際には、ライフサイクルコストを考慮した経済的有益性の検討により、長寿命化につながる改修を併せて実施します。
- (8) 施設の長寿命化の実施にあたっては、事業の実施によりライフサイクルコストの縮減が見込めるかを検討します。

6 劣化状況調査及び劣化度評価

(1) 劣化状況調査の概要

劣化状況調査については、表一2に示す項目について、目視による調査を実施します。

表一2 劣化状況調査の主な調査項目

部位・設備等	主な調査項目
構造部	ひび割れ、さび汁、白華、鉄筋露出、欠損等
屋根・屋上	屋上床面のひび割れ・浮き・剥離・磨耗・シーリング材の損傷等・排水溝・排水口・雨樋のつまり等
外壁	外壁仕上げ材の剥離・白華・ひび割れ・浮き・錆・変形等、目地・シーリング材の損傷等
内部	天井・壁の漏水跡、天井・壁・床の仕上げ材の浮き・たわみ・ひび割れ・剥離・破損等
機械設備	給排水設備、空調・換気設備、衛生設備、消防設備の不具合等
電気設備	受変電設備、照明器具の不具合等

(2) 劣化度評価の方法

劣化度評価は、劣化状況調査項目を表一3に示す評価基準に基づき、4段階（A～D）で評価し優先度を決定します。

表一3 部位別修繕等の優先度

評価	基準	修繕等の優先度
A	おおむね良好	低い
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）	普通
C	広範囲の劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）	優先
D	早急に対応する必要がある	早急

(3) 劣化度評価の結果

表一4 部位別劣化度評価

名称	構造部	屋根・ 屋上	外壁	内部	機械 設備	電気 設備
野栄分署	B	A	B	C	C	A

7 改修等の時期の対応方針

改修等の時期の対応方針については、建築後の経過年数に応じて、表一5に示すとおり設定します。

表一5 改修等の時期の対応方針

建設後経過年数	対応方針
30年未満	・主要部位・設備等の定期的な修繕・更新等に力点を置いて対応し、目標使用年数まで使用します。
30年以上 40年未満	・劣化状況等を踏まえて、適宜、大規模改修等を実施します。
40年以上	・劣化状況等を踏まえ、長寿命化改修を検討・実施します。

8 計画期間内に要する修繕費の概算

表一 6

(単位：千円)

名 称	部 位	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
野 栄 分 署	耐震化	※平成 6 年 1 2 月竣工					
	構造部						
	屋根・屋上						
	外壁						
	内部			1,600			
	機械設備			2,457			
	電気設備						

